



冬期間の除排雪にご協力を!

雪国にとって道路の除雪は、日常生活を営むうえで欠くことのできないものです。町では今年、町道の除雪延長88.9km(全町道に占める割合56%)を除雪車17台で実施します。事故なくスムーズな除雪作業ができるように、町民皆様のご理解とご協力をお願いします。



◆除雪についてのお問い合わせ先

《町 道》建設課 建設班 (TEL29-3910)
《国・県道》鹿角地域振興局 建設部
保全・環境課 (TEL23-2316)



除雪の基本方針

町では、冬期間の除雪について、雪が降り始めるとパトロールを行い、一定以上の積雪が確認されると除雪車が出動します。道路(歩道)除雪の基本方針は次のとおりです。

- ▶ 幹線道路は平常時初期除雪を完全に実施します。
- ▶ 異常降雪時においては、バス路線及び幹線道路を優先して除雪し、最低1車線の確保につとめます。
- ▶ 歩道除雪は、通園・通学路を優先的に除雪し、横断歩道出入口等の確保につとめます。



落雪の恐れがある屋根には 雪止めを設置しましょう

屋根雪の道路への落雪は、交通を遮断するだけでなく、人命に関わる場合がありますので、屋根雪の落下防止の雪止めを設置してください。

雪止めの設置や屋根の補修にも住宅リフォーム補助金が適用になる場合があります。建設課建設班へご相談ください。



残雪の処理・駐車場所にご協力を

- ▶ 道路の除雪は除雪車でいきますので、構造上どうしても路肩や家の出入口などに残雪が発生してしまいます。その際は各自協力して残雪の処理をお願いします。
- ▶ 路上駐車は除雪の妨げとなり、また緊急車両の通行等にも影響を及ぼしますので、絶対にしないでください。路上等に駐車車両のある区間は除雪しませんのでご注意ください。
- ▶ 家の前、商店及び事業所の前の歩道は各自で除雪してください。
- ▶ 主に深夜・早朝に出動していますが、早朝からの降雪など何らかの事情で遅れることがあります。その場合も、定期路線は必ず除雪しますので、ご理解をお願いします。
- ▶ 道路部分に出ている垣根等は、損傷した場合でも責任を負いかねます。積雪が多くなる前に各自で剪定をお願いします。
- ▶ 屋根の雪下ろしの後始末は、各自責任を持って実施してください。
- ▶ 除雪した雪をむやみに用水路等に捨てないでください。用水路が詰まり、水が溢れる原因になります。特に大雪の際は、用水路が詰まり水が溢れる危険性がありますので、指定の雪捨て場に排雪しましょう。
- ▶ 雪捨て場所は、次の指定場所以外には捨てないでください。
 - 川通り(レストラン青銅館向かい)の堤防
 - さくらんぼ団地南側堤防
- ▶ 一部の路線は冬期除雪を行いませんので、積雪により通行できなくなります。